

学校保健安全法における出席停止の感染症

下記の感染症、第1種・第2種・第3種（その他の感染症は除外）に罹患した場合は医師による治癒証明書が必要です。※黄色に色分けした部分についてのみ

分類	病名	出席停止の基準	
第1種	(※)	治癒するまで	
第2種	インフルエンザ	発症後5日経過、かつ解熱後3日（小学生以上は2日）が経過するまで	
	新型コロナウイルス（COVID-19）	発症日を0日として、発症から5日を経過し、かつ、症状が軽快してから1日を経過してから	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱後3日経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好	
	風しん	発疹が消失するまで	
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで	
	結核	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第3種	コレラ	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角膜炎		
	発熱や急性出血性結膜炎		
第3種	その他の感染症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良いと登園可
		ウイルス性肝炎	A型・E型：肝機能正常化ご登園可
		手足口病	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態がよければ登園可
		ヘルパンギーナ	ば登園可
		伝染性紅斑	発疹（リンゴ病）のみで全身状態がよければ登園可
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態がよければ登園可
		感染性胃腸炎	（流行性嘔吐下痢症）下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態がよければ登園可
		アタマジラミ	出席可（タオル・櫛・ブラシの共有はしない）
		伝染性軟属種	（水いぼ）出席可（多発発疹児はプールでのビート板の共有はしない）
		伝染性膿痂疹	（とびひ）出席可（プール、入浴はしない）

※第1種感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）